

新潟県景観審議会（第1回）

日時：令和2年7月13日（月）

10：30～12：00

場所：新潟県自治会館別館9階 ゆきつばき

1. 開 会

2. 局長あいさつ

3. 委員紹介

4. 会長の選任

○事務局

会長の選出をいたします。本審議会の会長は、新潟県景観審議会規則の規定により、委員の互選により定めるとしています。また、同規則により会長が議長となることから、会長選出までの間は事務局から土木部都市局都市政策課長の大花が進行いたします。それではよろしくお願いたします。

○事務局

都市政策課長の大花です。ただいま事務局から説明がありましたが、規則によりましてこれから会長選出を行います。どなたか会長のご推薦をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

今回の委員の名簿を見させていただきまして、この中でいきますと景観がご専門で、昨年度開催した景観計画検討委員会で議論をまとめられました岡崎委員が適任だと思えます。いかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございました。ただいま石田委員より、岡崎委員というお話がございました。岡崎委員を推薦していただきましたが、皆様いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○事務局

ご異議がないようですので、岡崎委員に会長をお願いしたいと思います。これ以降の議事進行につきましては、会長に交代いたします。岡崎会長よろしくお願いたします。

○会長

改めまして、よろしくお願ひいたします。まず、議事の前に新潟県景観審議会の規定によりまして、会長の職務代理者の指名をさせていただきます。村木委員にお願ひしたいと思ひますけれどもよろしいでしょうか。では、よろしくお願ひいたします。

次に本日の議事録署名委員を決めたいと思ひます。今回は海津委員と清野委員にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。もう 1 つ、景観審議会の概要について、まず事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局

新潟県景観審議会の概要について、事務局より説明させていただきます。新潟県景観審議会は、新潟県景観条例第 20 条の規定に基づき、良好な景観の形成に関する重要な事項を調査審議するため、知事の附属機関として設置されています。審議会でご審議いただく主な内容としましては、条例第 3 条の景観計画の策定及び変更に関する事、条例第 12 条、第 13 条の届出に対する勧告及び変更命令に関する事、条例第 14 条の景観重要建造物の指定に関する事、条例第 17 条の景観重要樹木の指定に関する事、これらがあげられております。なお、本日は、条例第 3 条に基づきまして、新潟県景観計画案について、みなさまからご審議いただくこととなります。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。ただいまのご説明に関して何か質問などありますでしょうか。特にないようでしたら、議事の 1 つ目の新潟県景観計画について事務局からご説明をお願ひします。

5. 議事

(1) 新潟県景観計画（案）について（付議案件）

○事務局

それでは、新潟県景観計画（案）について説明いたします。この計画（案）は、昨年 3 回にわたり、景観計画検討委員会にてご議論いただきながら作成させていただいたものでございます。本日は、画面に示す 5 つの項目に従って説明させていただきます。では、順番に説明します。

1. 策定の背景と目的でございます。まず、これまでの新潟県における景観行政の概要について説明いたします。県では、平成 4 年に新潟県景観づくり指針を策定して以来、地域の特性を活かした景観づくりを進めてまいりました。また、平成 16 年には景観法が制定され、県及び市町村は、法に基づき景観計画を策定できるようになりました。景観づくりは基礎的自治体である市町村や地域で活動している団体が主体であることから、県ではフォーラムやセミナーによる意識啓発、市町村が景観計画を策定するための手引きの作

成などをこれまで行ってきたところでは、平成 28 年には、国が策定した、明日の日本を支える観光ビジョンにおいて「2020 年を目途に原則として全都道府県で景観計画を策定する」とされております。

次に、県内の景観行政団体の状況でございます。景観行政団体とは、景観法に基づく施策の主体となる自治体でございます。県や政令市は景観行政団体であります。その他の市町村につきましては、県との協議により景観行政団体になることができます。平成 16 年の景観法制定後、着色している 9 つの市が景観行政団体へと移行しておりますが、その他の白い色で示した 21 市町村はまだ移行していない状況となっております。このため、景観法に基づく景観施策の取り組みについても、地域差が生じていることから、県としましては良好な景観形成の取組を一層進めようとするため、今回、景観計画を策定することとしました。

次に、策定の目的を説明いたします。目的は 3 つございます。「①県土全域の景観コントロール」として、県土全域で景観法上の空白地域を無くし、著しく景観を阻害するような行為を未然に防ぐ。「②広域景観の形成」として、広域的自治体である県の役割として、市町村域を越える広域景観について統一的な考え方のもと、良好な景観の形成を推進する。「③市町村の主体的な景観形成の支援」として、県が景観計画を運用することで、県民や市町村が景観について認識するとともに、将来的に市町村が景観計画を策定する際の負担軽減となる。これらを目的としています。

画面は、景観法の対象地域のイメージとなります。景観計画では、まず、景観計画区域を定めます。画面に、オレンジ色の線で示している区域で、これは県土全域でも、特定の区域のみでも自由に設定することができます。また、都市計画区域や市街化区域にも関係なく定めることができます。その中で、届出制度による景観誘導施策や景観重要建造物の指定など、景観法に基づく取り組みを行うことができます。

次に、景観計画の特徴・効果について説明いたします。法に基づく規制誘導により、地域の景観特性に応じて、条例により規制内容を柔軟に定めることができます。2 つ目としまして、変更命令等、いざというときに強制力のある措置を行うことができます。3 つ目としまして、建築物や工作物等のほか、屋外広告物などの景観コントロールを一体的に行うことが可能となります。これらにより、良好な景観の形成、地域の魅力向上を図ることができます。

次に、新潟県景観基本方針と新潟県景観計画の関係について説明いたします。新潟県景観基本方針は、景観計画の策定に先だって、景観づくりに係る考え方や施策について、有識者の方々からご意見をいただきながら策定したもので、資料 1 にまとめております。新潟県景観計画（案）は、この基本方針を踏まえ、策定することとしております。

それでは、新潟県景観計画（案）について説明いたします。計画内容は、画面に示す①～⑧までの構成となります。画面とあわせて、お手元の資料 2 も参考としていただければと思います。では、順番に説明いたします。

①はじめから説明いたします。計画の目的についてですが、「県民が誇りと愛着を持

つことができる住みよい地域社会の実現」、「本県を訪れる人にとっても魅力ある県土の形成」とします。これらの目的を達成するため、景観計画区域や良好な景観形成のための行為の制限に関する事項等を定めることといたします。

次に、②景観計画区域についてですが、画面に斜線で示した景観行政団体である市町村の区域を除く県土全域といたします。クリーム色で示す区域となります。

次に、景観重要区域について説明いたします。景観計画区域のうち、県土の景観形成を図る上で、特に重要な区域を景観重要区域に定めます。設定の方針として、具体的には、県は広域的な観点から、「2以上の市町村にまたがって一体的に景観が形成されており、広域的に良好な景観の形成を推進する必要がある区域」、また、保全すべき県民の共有財産として、「歴史的・文化的意義を有する施設の周辺、又は観光振興を図る上で特に重要な区域で、県として良好な景観の形成を推進する必要がある区域」、以上の2つといたします。

次に、③良好な景観の形成に関する方針についてですが、2つございます。1つ目は、地域特性を踏まえた景観づくりでございます。景観はオーセンティシティを重視して、後世に継承していくことが重要であると考えており、県土の特性を踏まえ、良好な景観の形成を図ります。その方針としまして、「雄大な山々をはじめとした河川や海岸、潟等の豊かな県土の自然環境」、「農山漁村の営みと暮らしの中で培われてきた地域風土」、「都市の発展の歴史が創り上げた多種多様な景観」と整理しており、それぞれについて配慮すべき事項などを定めています。

次に、2つ目の広域景観に関する景観づくりとしまして、市町村の区域を越えて共通する自然や風土等によって構成される景観は、連続性や調和に配慮した景観誘導が必要と考えます。新潟県景観基本方針を踏まえ、その方針として、「山脈、大河、海岸線等の自然景観が連続する地域」、「人や物の交流軸となる幹線道路や鉄道の沿線地域」、「歴史・文化的なつながりや特徴を色濃く残す地域」と整理しています。

次に④良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項の(1)届出対象行為について説明いたします。県では、景観に大きな影響を与える大規模な行為を対象としたいと考えております。建築物や工作物の建設等については、建築面積・築造面積が1,000㎡を超えるもの、または高さ15mを超えるものを対象としたいと考えています。その他、開発行為、土地の形質の変更、屋外の堆積については、画面に示す数値を超えるものを対象とします。

次に(2)適用除外行為についてですが、法や条例の規定により定めることができます。届出対象行為のうち、一定規模以下のもの、仮設の建築物の建築等、法令等により許可して行う行為を適用除外行為とします。

次に(3)景観形成基準について説明いたします。景観形成基準は、景観に影響を与える項目ごとに基準を設定し、「周辺景観との調和等を基本に、過度に突出しないようにする」という考え方にに基づき設定します。例えば、建築物・工作物については、位置・規模の基準として、「地域のランドマークやスカイラインへの眺望をできる限り阻害しない配

置とするよう努める」とし、形態・意匠における外観の基準として、「落ち着いた色調を基調とし、周辺景観と調和した形態意匠とするように努める」などとします。その他の詳細な基準は、資料2に示しています。また、外観の色彩基準として、周囲の自然景観やまちなみに調和するよう、外観の基調色は、避ける色彩と推奨する色彩の範囲を設定します。基調色はマンセル表色系により、彩度6以上の使用を避ける、明度3以上8以下かつ彩度4以下の色彩を使用するように努めるといった基準も定めています。

次に、景観法に基づく届出の流れについては、画面に示すフローと考えております。届出基準に該当する行為を行う場合は、県に行為の届出を行い、県は景観形成基準との整合を確認します。確認の際、県は景観形成基準との整合が図られていない場合には、市町村や有識者の意見を聴取した上で、指導・助言を行います。さらに、必要に応じて景観審議会の意見を聴取した上で勧告や変更命令を行います。また、県が届出を受理してから30日を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手することは出来ませんが、景観形成に支障を及ぼす恐れがない場合は短縮が可能となります。

次に、⑤景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針では、景観計画区域内の良好な景観の形成を図る上で、特に重要な建造物や樹木を指定するものといたします。なお、指定にあたっては、景観審議会からご意見をいただくこととなります。

次に、⑥屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項については、建築物等と一体的な規制誘導を行い、良好な景観の形成を図る、といたします。

次に、⑦景観重要公共施設の整備に関する事項等については、道路や河川、都市公園等の公共施設は景観の形成を図る上で重要な構成要素となることから、景観上特に重要なものを景観重要公共施設に定める、といたします。

最後の⑧景観農業振興地域整備計画に関する基本的事項については、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保する、といたします。

次に、この計画案の策定にあたりましては、住民意見の反映として、パブリックコメントや市町村への意見聴取を実施しています。住民意見を反映した意見は3件、市町村意見を反映した意見は1件となっております。意見の詳細な内容については、お手元の資料3にお示ししています。

続きまして、新潟県景観条例施行規則の骨子(案)について、説明します。規則の構成は、第1章から第5章までの構成で考えています。画面とあわせて、お手元の資料4を参考としてください。では、順番に説明します。

第1章総則では、この規則は、景観法、景観法施行規則及び新潟県景観条例の施行に関し必要な事項を定めるものとします。第2章景観計画で、景観計画の軽微な変更は、景観計画区域、景観形成方針、行為の制限等の変更以外といたします。また、行為の届出と変更の届出については、規則に定めた様式により行うことといたします。

次に、適用除外行為について説明いたします。(1)として、届出を要する行為のうち適用除外する規模を定めています。画面の①④⑤につきましては、昨年度の検討委員会で

ご議論いただいたところでございますが、今回赤字で示した②建築物・工作物の増築等を行う際にあたっては、高さ15m以下で、建築・築造面積が1,000㎡以下、または行為に係る面積が200㎡以下、または、建築・築造面積が1,000㎡以下で、高さ15m以下、または行為に係る面積が10㎡以下。③外観の変更等につきましては、画面に示す①の規模に該当するもの、または、行為に係る面積が当該面積の1/2以下のもの。これらについて、今回、適用除外にしたいと考えています。

では、増築の考え方を説明いたします。増築は、面的に増築するもの、高さ方向に増築するものの2つがあります。はじめに、面的に増築するものについてです。①増築後の建築面積が1,000㎡を超えるものかつ増築部分の面積が200㎡を超えるものが届出対象となります。

次に、高さ方向に増築するものについてです。①増築後の高さが15mを超えるものかつ増築部分の面積が10㎡を超えるものが届出対象となります。

次に、外観変更の考え方を説明いたします。建築物の外観を変更することとなる修繕あるいは模様替え、色彩の変更においては、行為に係る壁面又は屋根面の面積が各当該面の1/2を超えるものが届出対象となります。これらの増築面積や外観変更の規模につきましては、周辺の景観に与える影響といった観点から、ある程度、規模の大きいものを対象とするという考え方や他の自治体の基準も参考とし定めています。以上の事柄をまとめますと、資料2の7ページにあります別表1の届出対象行為となります。

その他の適用除外行為としまして、(2)法令や条例で届出等を要する行為については、2重に届出を求めることがないように除外します。具体的には、自然公園法の規定によるものなど、画面に示すとおりとなります。また、(3)その他として、農林漁業を営むために行う土地の形質の変更、あるいは、外部から見通せない物件の堆積など、景観に与える影響や他自治体の基準も参考にして定めております。

続いて、景観重要建造物・景観重要樹木の様式や管理の方法の基準等について定めることといたします。第3章景観協定の認可申請、第4章景観整備機構の指定申請についても、規則に定めた様式により申請を行うことといたします。

最後に、今後のスケジュールを説明します。本計画案は、昨年度までに、都市計画審議会・パブリックコメント・市町村への意見照会を経まして、作成を進めてきたところでございます。本日、ご審議いただき、ご了承いただければ、条例施行規則の制定、計画の公表・告示、事業者等への説明会を経て、12月1日から運用を開始したいと考えております。なお、11月1日からは、事前相談の窓口を設置し、事業者からの相談等に対応していく予定としています。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。では、今のご説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

○委員

まず1点質問させていただきたいのですが、資料2新潟県景観計画のP1の2.景観計画区域に、「景観計画区域は、新潟県の区域のうち、景観行政団体である市町村の区域を除く県土全域とする」とあるのですが、これはどのような理由で定めるのでしょうか。

○事務局

6ページに図がありますが、斜線の市町村はすでに景観行政団体となっているので、その地域の景観行政は、その市が行うということになっています。6ページの図のクリーム色の部分につきましては、景観行政団体になっていないので、県が景観行政団体となって景観行政を行うという意味で、この2行を記載しています。

○委員

同じ1ページの下の方に、景観重要区域となる対象の一つとして、「2以上の市町村の区域にまたがって一体的に景観が形成されている区域であって、広域的に良好な景観の形成を推進する必要がある区域」というのが挙げられています。おそらくそれに関係するのだと思いますが、3ページの(2)に、市町村の区域を越えて共通する自然や風土等によって構成される景観について記述してあり、1)では「山岳・河川・海辺等の美しい自然景観は、市街地や田園等の背景となることに留意し、視対象としての保全や周辺環境に配慮した広域的な景観の形成に努める」と記載してあります。このあたりについて、私としては賛成でして、例えば複数の市町村にまたがるような守るべき景観がある場合に、それがA市とB市にまたがっていたとして、A市B市それぞれに任せていると、どちらかの市はそれを守ろうとしないときであったり、どちらの市も守ろうとしているけど守り方に食い違いがあったりという場合にあまりよろしくないことになるので、そのような場合は県の方でイニシアチブをとって景観を守っていくということは素晴らしいことであって、それがこの3ページに書いてある趣旨なのだと思います。具体的にイメージできるものとして、資料5の2ページ目に自然景観、沿道景観の例という資料がありまして、赤い点線で囲ってあるのが複数の市町村にまたがる自然公園の区域周辺ということで挙げられており、一番大きい赤い点線枠だと阿賀町から湯沢町の方までずっと自然公園なり国立公園なりが連続している地域があるわけです。このような場合、先ほどのように、景観行政団体である長岡市と魚沼市と南魚沼市がこの景観計画の対象から除かれるとなると、この広域を景観計画として指定することができるのかどうか、その点が少し不安なのですが、それを考えると、計画案1ページ目の、景観計画区域を景観行政団体の市町村を外してそれ以外のものに限るところが足かせになってしまうのではないかと、という懸念があります。

○岡崎会長

法律上の仕組みとして、すでに市町村が景観行政団体となっていると、県としてそこに

景観計画区域を指定することは制度上できないのですが、県としては重要な話なので、どのように考えているのでしょうか。

○事務局

海津委員、岡崎会長から言われたことは、法律上できませんが、非常に重要なところだと感じています。景観行政団体とそうでないところの境界で、広域景観として大事なところもあるのだけれどもどうしたらいいのかというのは、これからも課題であり、景観行政団体である市とどのような調整をしていくかというのが今後の検討課題と考えています。

○会長

制度上の区域指定はできないですが、例えば複数の市町村との調整など、県が工夫することはできるので、それはやるということです。

○委員

景観行政団体に今なっていないところで、これからやっぱり自分たちで計画を制定しやろうというところはないのでしょうか。

○事務局

これからやっという意図が見えるところは、多くはないです。今回、県が景観計画を策定させていただき、県では大きい建築物を対象として規制をしていきます。それを市町村が見た中で、ここではもう少しきめ細かくやっというなど、景観行政を行う呼び水となるような意味を含めて今回策定しているところです。

○事務局

少し補足をさせていただきますが、これまで県として景観行政は市町村が主体となってやっというべきだという考えにより、セミナーや勉強会を行ってきましたが、なかなか進まなかったというところです。実際いくつかの市町村では、今でも景観行政団体になって景観に取り組もうという相談をしているところはございます。ただ、促していくだけではなく、もう一歩進めたいというところもあり、まずは県で最低限のルールだけは作っておこうというのが今回の趣旨で、それと並行し、これからも市町村については景観行政団体となって景観づくりに取り組むことを促して支援していきたいと考えています。

○委員

パワーポイントで説明していただいた資料の中の12ページの下にある①はじめにというところで、目的の中に県民が誇りと愛着を持つことができる、訪れる人にとっても魅力ある県土の形成ということで、その具体的な内容が資料2の1ページから3ページに書かれているかと思うのですが、その具体的な内容を実施していく内容が目的の下に書か

れていると思います。その内容が、行為の制限に関する事項等の法定事項について定める、この1点になってしまっているのが寂しいと思います。素晴らしい雄大な自然ですとか、農山漁村の営み、文化の発展、こういったものを守っていかうという景観づくりのための景観計画になるかと思しますので、愛着をもつ、魅力ある県土にするということを促すためにも、なにか少し具体的な計画案というものも欲しいなというように感じました。

○会長

ごもっともな意見だと思います。法律上はできないのですが、法律上以外のことをやっていけないわけではないので、いかがでしょうか。

○事務局)

今回の景観計画では、行為の制限がメインになってくるところであります。景観計画には書けないですが、景観フォーラムや市町村を対象とした景観セミナー等をやっていたり、意識啓発や素晴らしい景観のPRはさせていただいている。そのあたりは引き続きやっていきたいと考えています。

○会長

三浦委員がおっしゃりたいのは、もう少し踏み込んで、ということかと勝手に想像しておりますが、前の委員会の時にもたびたび出ておりますが、この計画はあくまでベースとしてのものであって、これをやったから何かが劇的によくなるということはないものです。プラスアルファでどこまでできるかということで、重点的にやる区域であったり、国の事業をもって来るなど、いろいろと上乘せでやっていかないとはいけません。これはあくまでも必要条件として、最低限のものというようにお考えいただいたほうがよいと思います。

○委員

海津委員の発言と関連するのですが、景観行政団体になっていない市町村の区域を景観区域にするということですが、実際にこの計画が運用され、個々の市町村との意見調整でそれがスムーズにいくかどうか、計画が実行性のあるものになるかどうかということに繋がっていくと思います。今回の資料で少し気になった点の一つありまして、市町村からの意見として、見附市から市のシンボルカラーとして、ネーブルグリーンとレモンイエローを定めて公共施設の外壁や施設看板、照明柱など広く採用してきた経緯があり今後ともそうしていきたいということに対して、対応として「市町村が独自に良好な景観形成のための基準を設けている場合は、その基準を考慮する」とあります。そのシンボルカラーとなった場合、景観というものについて幅広い知見がない中で目立つ色を市町村が指定した場合、それを尊重するということになるが、そのようなことが今後もあるのであれば、今回の景観計画の基準にそぐわないような発想がでてきた場合、なるべく早くこの景

観計画を各市町村の担当者等、関係の方々に知っていただくような取組が必要になるのではないかなと、見附市からの意見をみて感じました。

○会長

基本的に県のルールとして、それを守らなければいけないのは当然ですが、基準全般に言えることですが、いろいろな状況が考えられて、すべてのケースを想定した万能な基準は作れないので、基準だけれども、いろいろな状況を総合的に判断し柔軟に対応することもありえますという程度の意味合いだと思っています。もう一つは、アクセントカラーとベースカラーの問題がありまして、ここで決めているのはあくまでベースカラーなので、建物の大半を占めるような色です。企業にしても行政にしても、シンボルカラーは普通アクセントカラーとして部分的に使うものなので、ビル全体が黄色ということはあまりあり得ないので、現実的には問題にならないことが多いとは思いますが絶対にならないとも言えないです。そのあたりは行政として設定していると思いますが、どうでしょうか。

○事務局

ベースカラー、アクセントカラーの使い方を含めて、県の推進する内容についてはきちんと説明会等で市町村に説明をしていかなければならないということと、市町村独自の考えもあるでしょうし、県として守らなければならない基準も設けているので、そういったところについては、引き続き議論をしながら良好な景観を形成するということを目標にして話し合いを積み重ねていくことが大事かと思っています。

○委員

色彩について、土木建造物で例えば泰平橋など水色に塗られていたり、赤い橋梁が県内にも多くありますが、これはアクセントカラーかベースカラーか迷うところではありますけれども、色彩というものに関する感覚が今とは違った時代に選択された色彩が大きな土木建造物であるのが気になっています。このようなものに関して、今後この計画が影響を及ぼしていくことを想定されているのかどうかというところが気になっています。

○会長

公共施設は届出の対象にならないので、この計画の外になるのですが、とはいえ、行政は何をしてもいいというようにはならないので、行政は行政内部でガイドラインを作ってやることになるのだと思いますがいかがでしょうか。

○事務局

会長からもお話がありましたが、公共団体が行う行為については、届出ではなく通知という形になりまして、景観法の枠組みの中で厳しくコントロールしていくということが難しい部分があるということは承知しています。ただ、景観行政団体としての県ではなく、

公共事業の担い手ということからも、そういったところについては今後検討していき、良好な景観形成を図らなければならないと考えています。

○会長

今、県に公共施設の景観のガイドラインはあるのでしょうか。ないのであれば、いずれはそのようなことも検討したらよいのではないかと思います。

国の方は河川や道路などガイドラインができていますので、ホームページを見ていただけたら見ることができます。

○委員

パワーポイントの 31 ページの景観条例施行規則の骨子について、具体的な内容ですが、例えば工場の屋根の塗り替えをしたいとき、既存色と全く同じであっても、届出が必要という考えでよいのでしょうか。

また、今年の 12 月に公布されるということですが、各業界に周知徹底させないと、何もわからず施工してしまうケースが十分に考えられて、届出せずに違反となった場合、好ましくない色彩に塗ってしまった場合に、やりなおしをさせるのかなど、そのような話は進んでいるのかどうか、お聞かせいただきたいです。

○事務局

今ご指摘のあったお話ですが、今後の予定ということで、運用開始が令和 2 年 12 月 1 日ということ。今日が審議会ということで、景観計画の公表は 9 月の中旬くらいを考えているということになります。そのあとに、各業界にご連絡を差し上げるあるいは、説明会を開催するなり、各業界に協力いただく形になりますが、充分周知を図っていきたいと考えています。

○委員

もう一点質問した件で、罰則規定というのは、どのようになっているのでしょうか。例えば、新潟市の条例で、屋上の上に大規模な面積の広告があるところを、改修をする場合、既存と全く変らない仕様であれば意匠変更でよいと改修したところ、実は表示面に対し全くフラットで申請していたにも関わらず、ちょっと立体的な文字を作ってしまったということで、新潟市から作り直しを指示されるということがありました。新潟県としてはそのあたりをどのようにお考えなのか、お聞きしたいです。

○事務局

届出は 30 日前までに出して頂くことを考えています。その中で確認させていただき、問題があるということであればまずは指導・助言というところで連絡するかたちになります。また、事前相談も設けているので、事前にこういうことをしたいと相談していただ

ければ詳しく説明はしたいと思います。

また、同じ色であれば届出を出さなくてもよいかということについては、同じ色でも出してもらふことと今は整理させていただいています。

○会長

罰則は法律で決まっています、全国一律です。届出違反は罰則となりますが、どうでしょうか。

○事務局

無届・虚偽の届出ですと、30万円以下の罰金というようになっています。

○会長

届出はしていただかなければいけないので、周知はもちろんしていかなければいけません。

もとの色と同じ色の塗り替えは、もとの色がよい色ならいいのですが、もとの色が基準にあっていないということもあるので、届出はいただかないといけないと思います。周知については、パブリックコメントやこれまでの議論が新聞に載っていたりしますが、業界の方でこれがどれだけ周知徹底されているのかというのは心配ではありますが、なるべく早めに周知していただくようお願いしたいと思います。

○村木委員

先ほど大倉委員から見附市の話が出ていましたが、私もこれを読んで少し気になったのですが、色彩のことでいうと、基本的に色を見るときは彩度が問題となります。外壁に使う場合は彩度6以下というようにここで決められていますので、例えば、公共施設の外壁で、この見附市のシンボルカラーの2色が彩度6以上なのか以下なのかはという点はどのようなのでしょうか。

○事務局

手元にある資料では、見附市では彩度6までを認めているということです。

境目を超えているかどうかだけで一律的に適合を判断するのではなく、きちんと市町村と話をしていきたいと考えています。

○委員

色の違いではなく、外壁の場合は彩度の部分を大切にしてほしいと思います。赤系でも黄色系でも、それぞれシンボルカラーはあっていいと思いますが、この景観計画の彩度の部分を市町村が理解して使われているのであれば、それはそれで認めてもよいのではないのでしょうか。

もう1点、資料2の2ページ目の地域特性を踏まえた景観づくりのところで、オーセンティシティという言葉が出てきており、これは大切な言葉だと思ってまして今回反映していただいたのはありがたいと思っています。

○委員

先ほどの続きになりますが、パワーポイントの30ページの景観条例施行規則の骨子のところで、屋外広告物等も関与してくるかと思うのですが、既存ですでにできあがっているものについては、後追いで申請等は必要ないという考えでよいでしょうか。

○事務局

必要ありません。

○委員

オーセンティシティという言葉は、去年の委員の方の中でもなかなか意味がわからなかったり、一般的な言葉ではないので、伝わってない部分もあるのではないかと思いますので、もう少し説明をいただき、この委員会での理解を深めるべきではないかと思えます。

○事務局

真正性、本物であること、と記載しておりますが、歴史的なものや価値のあるもの、など、まがい物ではなく本当に価値があって受け継がれていくべきものを大切にしていくということです。

○会長

前の委員会で議論がありましたが、街並み保存というのはテーマパーク化するようなことではないかという誤解もありますように、見せかけのものを真似して作るということではなく、ひとつひとつの本来の持っている価値を尊重しましょうという意味です。そういった面が、これまでの日本の景観の世界で弱かった面があり、そういったところを進めていきたいと思いますというのが各地で行われている新しい動きであるので、書いていただいているという次第です。

いろいろご意見いただきましたが、計画自体の意見ではなかったもので、計画はあくまで計画で、それで全部できるわけではないので、今ご意見いただいた部分を取り入れて景観行政を進めていただければと思います。景観計画については、この案のとおりとさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ではこのとおりとさせていただきます。

続きまして、報告事項として景観重要区域について、ご説明をお願いします。

(2) 景観重要区域について

○事務局

続きまして、議事2景観重要区域でございます。これについては、景観重要区域について、これからどう進めていくかを報告したいと考えております。それでは、景観重要区域について説明いたします。また、配布した資料5景観重要区域についてもあわせてご覧いただければと思います。

景観計画では、県土の良好な景観の形成を推進するため、景観重要区域を指定することとしています。景観重要区域の考え方としまして、①広域的に良好な景観の形成を推進する必要がある区域と、②歴史的・文化的意義を有する施設周辺や観光振興を図る上で特に重要な区域を対象とします。先ほども説明しましたけれども、新潟県景観計画（案）において、良好な景観の形成に関する方針の一つとして、広域景観に関する景観づくりを定めており、画面で示すとおり、山脈、大河、海岸線等の自然景観が連続する地域としての自然景観、人や物の交流軸となる幹線道路や鉄道の沿道景観としての沿道景観、歴史・文化的なつながりや特徴を色濃く残す歴史・文化的景観、以上の3つの景観を整理しています。

次に、これからの当面の景観重要区域の設定に向けた考え方について説明します。県としては、広域的自治体であることや広域景観に関する景観づくりが新潟県景観計画（案）における良好な景観の形成に関する方針の一つに定められていることから、まずは、広域景観を景観重要区域に指定していきたいと考えています。また、新潟県は、全国2位の自然公園の面積を有するなど、豊かな自然に恵まれていることから、自然景観や沿道景観について検討を進めたいと考えています。

次に、自然景観・沿道景観の対象例でございます。画面には、国立公園や国定公園、県立自然公園の範囲、それから一級河川や高速道路の沿道で市町村の区域を越えるものを示しています。これらを参考に検討を進めていきたいと考えています。

では、今後の進め方を説明いたします。はじめに、関係市町村の意向聴取等を行い、どのような地域やどのような景観がなり得るかなど、景観重要区域の抽出を行います。次に、景観重要区域の設定に向けた考え方をもとに、対象となる広域景観を選定していきたいと考えています。そして、関係市町村と協議・調整の上、区域の範囲、景観形成方針、届出基準、景観形成基準について検討していくという流れとなります。今後、区域の案がまとまり次第、ご審議いただく予定となりますので、今後ともよろしく願いいたします。以上で、説明を終わります。

○委員

関係市町村の意向聴取を行いと書いてあるのですが、これは新潟県景観計画区域内の市町村なのか、景観行政団体も含んだ市町村なのか、どうお考えなのかお聞きしたいです。

○事務局

関係市町村の意向聴取というところでは、まずは景観計画区域の市町村と意見交換をしたいと考えているところであります。

○委員

そうであれば、今回の景観重要区域の設定は、景観行政団体になっている市町村の区域は含まないことになる可能性は高いということでしょうか。

○事務局

ご指摘のとおり、そのような形になるかと思います。まずは第一段階ということで、県の計画区域内の市町村と話をし、意向を踏まえ、そのような部分を抽出していきたいと考えています。

○委員

今、県土の半分くらいが景観行政団体となっていて、それ以外のところが今回の対象となると、新潟県全体の景観を考えた重要区域が客観的にみて抽出されるのか疑問です。ルール上そうなるのかとは思いますが、実際に新潟県全体の景観を向上させていくにあたっては、景観行政団体となっているところとの連携や関係づくりが大事なところになると思うので、最初からある程度念頭において、施策を進めていくことが、実効のある結果をつくりだすことになるのではないかと思います。

○会長

今の景観計画区域内に収まっている広域景観もありえますし、半分入っていて半分は景観行政団体ということもあるので、柔軟にご対応いただいたほうがいいかもしれません。いかがでしょうか。

○事務局

大倉委員のおっしゃるとおりのところもございます。まずは県としては計画区域内で始めさせていただきたいということは考えていますが、そういったご指摘が今あったことも念頭におきながら今後進めていかなければいけないと考えています。

○委員

個人的な意見ですが、東京から新潟市に帰ってきたときに「新潟だな」と思う景観は、

長岡を越えて平野部に入ったとき、東には大きな山並みがそびえ、西には西蒲三山がある景観に愛着があります。今回の景観でいくと、阿賀野市、五泉市、田上町、加茂市、三条市、弥彦村に、新潟市、新発田市を加えると、いわゆる蒲原平野といわれるあたりの一体となりますが、蒲原平野では、新潟市と新発田市を除くところが県の関わる区域になっていきますので、この辺も一つの方向としてあっていいのではないかなという意見をお伝えしておきたいと思います。

○会長

実際の景観計画区域でなにができるかということになりますが、越後平野の広い眺望を守るとしても、具体的に何をするのかという話になります。高さ制限をすることも、全部一律というわけにはいかないのです、どこからなにを見るのかというのを決める。眺望点を決めて、そこからこの山をみるためには、このエリアにこの高さの設定をしなければいけないというような設定を一般的にはやります。そのような中で、どうしてもここは景観行政団体と一緒に協力していただかないと守れないとなったときに、それは協力をお願いするなりをしなければいけないと思います。作業として県の中で県ができることを目指すのは当然ですが、重要な広域景観は何かということを考えるときに、すでに景観行政団体になっているけれど実はお隣さんと協力してこういうことをやりたいと思っているとところがあるかどうかはわからないが、あるようだったらそのような意見も拾うことを考えて欲しいと思います。

○委員

関係市町村から意見聴取を行い、とありますが、具体的にどの担当課にお話を伺うか、意見を聴取するかによって、抽出される景観が変わってくるかと思います。土木なのか、農林業なのか、などによって、市が大事にしたい景観が変わってくるかと思いますが、具体的にどの担当課に行ったり、どこから意見聴取を行うかなど具体的な想定があれば教えていただきたいと思います。

○事務局

まずは意見聴取ということで、ヒアリングや意見交換となると思います。まずは都市計画が窓口になるかと思いますが、三浦委員からの指摘があったように、市町村においていろいろな思いや考えがあると思うので、視野を広く取りながら意見交換をしていきたいと思っています。これからいろいろ決めていくので、ご意見として頂戴したいと思います。

○委員

広い視野からということで、様々な担当課さんにお声掛けいただけるようにご配慮いただきたいと思います。

○委員

今、景観行政団体が半分くらいあり、今回はそこを除いたかたちで意見聴取ということですが、景観行政団体はそれなりに景観の意識を高め景観行政を行っている市町村なので、意見を他の市町村にも同時に聴いてもらう機会があるとよいのではないかと。できれば、大倉委員が言われたように、全ての市町村が最初から関わるほうが、景観の意識が醸成されていくのではないかと思います。

○会長

先に市町村の中でということでしょうか。

○委員

景観行政団体も、そうでないところも同時にということです。

○事務局

検討の進め方ということで、村木委員から頂いた意見も参考に、視野を広くとりながら、景観行政団体の方に、県が計画を作ったという情報提供はさせていただきますし、幅広く検討をすすめていきたいと考えています。

○会長

濃淡はあったとしても、広く声をかけたりできると良いと思います。

一点私からの意見ですが、国との連携もしていただきたいと思います。特に河川の流域計画を国がつくってしまして、そこに景観も含まれていますので、そのようなものも連携を図っていただきたいです。

他にご意見はありますか。次回の景観審議会は、何か変更がある場合などと、普通であれば年に1回とかになると思うので、何かあれば今のうちにおっしゃっていただくとういことと思います。

よろしければ、今いただいたご意見を踏まえ、この流れで進めていただきたいと思えます。

それでは今日の議事は以上ですので、事務局にお返しします。

5. 閉会